

日本橋 Art.jp 運営協力金 会員規約

第1条（目的）

株式会社韋駄天が運営する日本橋 Art.jp は、日本国内及び国外において、絵画・陶芸・美術工芸品などの創作活動を行う数多のアーティストの作品と、その関連情報をインターネットを介して世界中に発信することを目的とします。また、そのことによりアーティストの表現活動の場を広げ、創作活動の支援とアート市場の活性化に寄与します。

本規約は、日本橋 Art.jp 活動への協力金（以下「運営協力金」という）に関する事項を定めることを目的とし、本法人と日本橋 Art.jp の活動に賛同・協力する会員（以下「会員」という）との間に適用されるものとします。

第2条（運営協力金の定義および金額）

この規約において、運営協力金とは、本法人と日本橋 Art.jp の活動に賛同し、会員から提供される支援金を言います。なお、運営協力金の金額は、原則として月額 300 円（税別）とします。

第3条（会員特典）

ご協力いただいた会員は、本法人が定める特典を受けられるものとします。

会員特典の内容につきましては別途定めるものとします。

2 前項に規定する会員特典以外に、その他の事情を勘案し、必要に応じ、会員特典を追加することがあります。

3 本条に基づく会員特典の有効期限は、前項に準じて本法人が決定するものとします。

第4条（運営協力金のご入金）

本法人と日本橋 Art.jp の理念及び活動にご賛同いただいた会員が運営協力金をご入金いただく場合は、本規約を承認のうえ、本法人が指定する決済方法によりご入金いただくものとします。

第5条（運営協力金へのご賛同および承諾等）

会員からのご入金を確認された時点で、運営協力金へのご賛同をいただけたものといたします。本法人がそれを承諾する場合は、その旨を会員に通知いたします。

届出事項に虚偽のものがあつた場合や、公序に反する行為があつた場合等、不相当と判断し、承諾しないことがあります。

第6条（金額等の変更）

本法人はサービス内容の変更、拡張等によって料金の変更の必要が発生した場合には、料金を改定することが出来るものとします。この場合、第16条（本規約の変更・改正・削除）の規定に準じて通知を行うものとします。

第7条（会員資格の有効期間）

会員資格の有効期間は、会員からのご入金を確認され、本法人が承認をした翌月1日から起算し、1年間とします。有効期間は、会員または本法人から特に申出がない限り、満了日の翌日から1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

第8条（会員資格の喪失）

会員が、以下の項目の一つでも該当する場合は、本法人は会員に事前に通知又催告することなく会員資格を直ちに喪失することができるものとします。

- (1) 第9条の退会規定により退会した場合
- (2) 第14条の規定により取消しした場合
- (3) 本法人の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品位を損なう行為があったと本法人が認めた場合
- (4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (5) 政治的、宗教的な目的で利用していると認められる場合
- (6) その他、本法人が会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合

2. 本法人は、第1項に該当する会員に対して、この場合、既に納入された運営協力金の払い戻しは一切行わないものとします。

第9条（退会）

会員は、本法人事務局にお申し出いただくことで、退会することができます。

但し、その場合、既に納入された運営協力金の払い戻しは一切行わないものとします。

第10条（会員情報等の取扱い）

本法人は、本法人が保有する、会員が届出た会員に関する情報を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努めます。本法人は、会員情報を、本人に同意を得ずに本法人の活動以外の目的に利用しないこととします。

本法人は、前項のほか、以下の場合を除き会員情報を第三者に提供しないものとします。

- (1) あらかじめ当該会員情報にかかる会員の同意が得られた場合
- (2) 法令により開示を求められた場合
- (3) 個別の会員を識別できない状態で提供する場合

本法人は、本法人による会員資格の取消または会員の退会から1年間を経過したときは、

会員情報を破棄できるものとします。

第 11 条（変更の届出）

会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく文書または電子メールにより本法人事務局まで変更の届出をするものとします。

2.会員が前項により届出を怠った場合に会員に生じた損害について、本法人は、いかなる責任も負わないものとします。

第 12 条（禁止事項）

会員は、本法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の会員、もしくは本法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (2) 他の会員、本法人に不利益や損害を与える行為、またはその恐れのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為
- (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為
- (5) 本法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (6) その他、不適切と判断される行為

第 13 条（会員の遵守事項）

会員は、本規約に定める事項を誠実に遵守するほか、下記の事項を遵守するものとします。

- (1) 本法人の実施事業を通じて提供される情報等を、不正の目的をもって利用しないものとします。
- (2) 本法人の実施事業を通じて提供される情報等の知的財産権は、本法人または当該情報等の著作者であるか著作権を有する本法人以外の法人もしくは個人に帰属します。会員は当該情報の複製・販売等により、当該知的財産権を侵害してはならないものとします。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (2) その他前号に準ずる者

会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本法人の信用を毀損し、または本法人の業務を妨害する行為

(4) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(5) その他前各号に準ずる行為

会員が、前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規約に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本法人が本法人の会員として不適切であると判断した場合には、本法人は、会員資格を取消することができるものとします。本条による会員資格取消の場合、会員が 本法人に対して支払った運営協力金は一切返却しないものとします。

第 15 条（免責事項）

本法人は、会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとします。会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、本法人に損害を与えることのないものとします。

第 16 条（本規約の変更・改正・削除）

本法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約を変更・改正・削除することがあります。会員規約条文の変更・改正・削除を行った場合は、電磁的方法により通知するものとし、通知当該適用開始日より変更後の規約が適用されるものとします。

第 17 条（紛議）

本法人と会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとします。

第 18 条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第 19 条（言語について）

会員規約は日本語によるものと正本とし、常に日本語のみにより解釈されること、及び、他の言語による翻訳は、会員の便宜のためにのみ提供されるものに過ぎず、会員規約の解釈に際して参照されることはありません。

附則 この規約は、2024 年 10 月 1 日に制定し、同日から施行する。